



## 広報

# さんごうぜき

時代とともに 地域とともに 三郷堰農業用水 SINCE1920

2024年(令和6年)1月1日発行第102号

水土里ネット三郷堰

(三郷堰土地改良区)

〒994-0073 山形県天童市大字寺津 1410

TEL. 023-653-3332 FAX. 023-654-8531

Mail. midori@sangozeki.or.jp (代表)

## 三郷堰はこれからも 地域を潤し続けます



「最上川」と「須川」の合流部の上流にある三郷堰頭首工から天童市の受益地を望む（中山町長崎地内）

### 主な内容

- ・理事長挨拶
- ・第1回臨時総代会 / 土地改良区検査他
- ・令和4年度決算及び財務状況の公表
- ・三郷堰地域総合防災訓練 / 研修他
- ・ふれんどしつ水辺の郷サミット 2023
- ・田んぼの水探検隊他
- ・お知らせとお願い



重要な施設を守り、水の安定供給に努めて参ります

三郷堰土地改良区理事長 長瀬 正宏



みなさん、おはようございま  
す。本田じいじ、第一五八回總  
代会を開催するに当たり、一言  
ご挨拶申し上げます。

長い梅雨も明け本格的な夏  
を迎えたが、連日の猛暑で  
農作業には非常に厳しい状況  
になつております。稻に穂が出  
る出穗期に、総代のみなさまに  
は、何かと忙しいなかを万障お  
繰り合わせのうえ、多數ご出席  
いただきまして誠にありがと  
うございます。

運営及び農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る保全管理活動組織「特定非営利活動法人みさと田園空間クリエーターズ」並びに各地域みどり会の活動に対しましては、特段の御理解と御協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症も五類感染症に位置付けられ、季節性インフルエンザと同等の扱いとなりました。

様々な施設への入場制限もなくなるなど、以前の社会へと一気に戻りつつあります。しかし、ウイルス自体が消滅したわけではありません。これからも感染症対策を徹底し、互いの健康と安全を守りながら日々の日常生活を取り戻していくければと思っています。

農業を取り巻く情勢は依然として厳しいものがあり、昨年度に引き続き、電気料金の高騰により土地改良区運営に多大な影響を及ぼしています。この厳しい状況を踏まえ令和五年度における全期前納報奨金の休止を決めました。より細やかな対応を行い、節電節水に取り組んでいく所存です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、降雨による自然災害は全国的に激甚化頻発化しており、七月九日からの九州地方を中心とした記録的な大雨で、広範囲にわたり土砂災害や河川の氾濫などが発生、七月一四日からの秋田県での記録的な大雨被害など、防災対策は喫緊の課題となっています。

天童市内においても車が冠水するなど、日々の対策や備えの重要性を強く認識し、より強固な防災体制を構築していくかなければならないと感じて

おります。田んぼを通した生活に欠かせない重要な食糧供給という使命を果たすべく、そのためには三郷堰の重要な施設を守り、水の安定供給に努めて参ります。

遊休農地対策や、水路・農道などの施設の維持保全について、多面的機能支払交付金制度における土地改良事業への恩恵は多大なものがあり、三郷堰としても「特定非営利活動法人みさと田園空間クリエーターズ」と一緒にやって課題解決に向け、異なる支援をしていく所存です。持続可能な農業を実現するためこれからも取り組んでいきます。今後とも皆様からのご指導をいただきますようお願いいたします。

最後に、本日提案する案件は  
令和四年度の事業報告や決算  
に関することです。土地改良法  
が改正となり、複式簿記による  
決算書類となつております。よ  
り短時間に総代会を進められ  
るよう「ご協力をお願いし、「ご審  
議いただき、「ご決議ください」と  
うお願い申し上げます。

結びに、「ご参考いただけます  
た総代皆様の益々の「活躍」、「  
健勝をお祈り申し上げまして  
挨拶」といたします。

本年もよろしく

お願い申し上げます

理事長 長瀬 正宏

副理事長兼會計理事

片桐敏彥

佐藤山三郎

齋藤  
健二

太田  
幸市

押野  
和幸

後漢書

續拾遺事 大石 止幸

卷之六

卷之三

事務局長 墓野 高宏

職員一同

## 令和5年度第1回臨時総代会

令和5年7月29日（土）午前9時より天童市立寺津公民館において、令和5年度第1回臨時総代会が開催されました。議長には高齢地区遠藤敬知総代が選任され、提出された議案が慎重審議の上、いずれも原案のとおり満場一致で可決決定されました。

## 〈提出議案〉

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 報告第1号 | 令和5年度第1回定例監査報告（総括監事報告）              |
| 承認第1号 | 令和4年度決算関係書類について                     |
| 承認第2号 | 新規土地改良事業の実施とこれに伴う令和5年度事業計画の一部変更について |
| 承認第3号 | 令和5年度第1回収支補正予算の専決処分について             |
| 承認第4号 | 令和5年度第2回収支補正予算の専決処分について             |



採決の状況



議長 遠藤敬知総代

かけ流しはしないで下さる

金が高騰しており、令和三年度まで約一・六倍となつております。これまで揚水休止日の設定期や時間短縮など、きめ細やかな対応で節電節水に取り組んでおきまししたが、更なる節電節水をお願いしなければならない状況となつております。

水の必要な時期や高温少雨などの状況に応じ、適時適切に対応いたしますが、組合員の皆様には揚水時間の短縮などによりご不便をおかけしますが、引き続き節電と節水をご理解とご協力をお願いいたします。



※P2は「実のため除外しています

電気代が  
高騰していきます



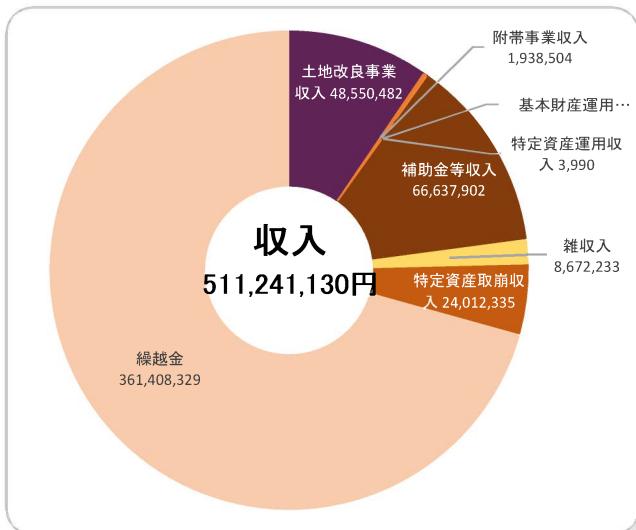
項の規定に基づき概ね三年ごと  
の土地改良区検査が、令和五年  
八月二十二日（無通告）及び同  
年十一月十四日から十五日（通  
告）に実施されました。山形県  
村山総合支庁産業経済部農村計  
画課より五名の検査員で、本土  
地改良区の業務及び会計に係る  
検査を実施されました。

新型コロナウイルス感染症拡大  
防止のため、職員数名のみ検査  
会場へ立会し、役員等は立会不  
要という対策を講じた中での検  
査となりました。後日いただい  
た検査結果の通知では、指摘事  
項なし、是正及び改善する事項  
なし、その他として、規程の引  
用条項の訂正や業務継続計画  
(B.C.P.) の作成に努める事、  
頭首工操作における河川管理者  
との協議に努める事などの通知  
を受けました。

## 土地改良区検査

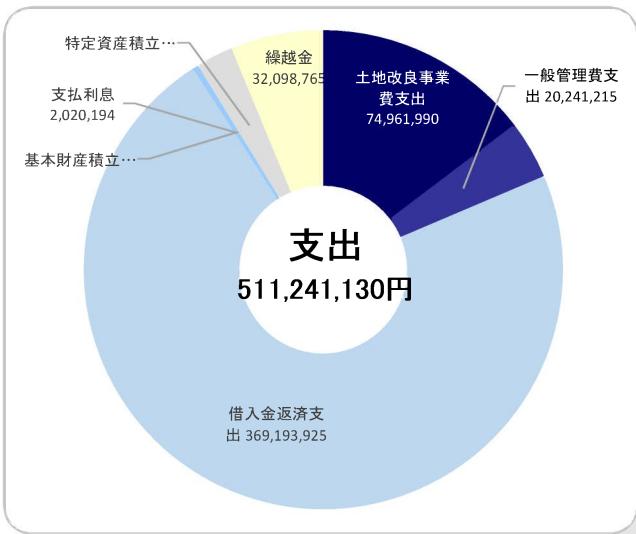
# 令和4年度決算並びに財務の公表

この掲載により三郷堰土地改良区規約第46条に規定する財務状況の公表とさせていただきます



収入	
	(円)
土地改良事業収入	48,550,482
附帯事業収入	1,938,504
基本財産運用収入	17,355
特定資産運用収入	3,990
補助金等収入	66,637,902
雑収入	8,672,233
特定資産取崩収入	24,012,335
※ 繰越金	361,408,329
計	511,241,130

※(内訳)災害関連351,701千円、電動機整備8,000千円、繰越1,706千円



支出	
	(円)
土地改良事業費支出	74,961,990
一般管理費支出	20,241,215
※1 借入金返済支出	369,193,925
支払利息	2,020,194
基本財産積立支出	21,194
特定資産積立支出	12,703,847
※2 繰越金	32,098,765
計	511,241,130

※1災害復旧事業償還金380,441千円含む

※2災害復旧事業償還金25,567千円、財調支出不用額3,470千円、繰越工事1,560千円、次年度繰越金1,501千円

## 財産目録 (令和5年3月31日現在)

I 資産の部	
1 流動資産	33,083,823
現金及び預金	8,539,426
未収賦課金等	371,259
その他未収金	24,173,138
(内未収補助金額)	(24,173,138)
2 固定資産	1,586,101,322
基本財産	2,042,506
特定資産	1,550,399,416
その他固定資産	33,659,400
資産合計	1,619,185,145

II 負債の部	
1 流動負債	11,685,885
未払金	465,071
預り金	148,728
短期借入金	10,292,086
適正化事業拠出金短期未払金	780,000
2 固定負債	194,102,546
公庫資金等長期借入金	186,535,211
職員退職給付引当金	6,140,085
役員退任慰労引当金	1,427,250
負債合計	205,788,431
III 正味財産合計	
	1,413,396,714

# 自助・共助・公助 三郷堰総合防災訓練の実施 安定的に地域を潤すため一丸で取り組んでいます



浸水防止対策 止水板設置緊結訓練

令和二年七月二十七日から二十九日発生豪雨災害により被災した三郷堰中山揚水機場は、過去に一度「平成十年・十四年」に被災しており、最初の災害のあった八月七日を三郷堰防災の日として制定し、これまで平成十五年から毎年三郷堰総合防災訓練を実施しています。

この令和二年豪雨災害を教訓として、毎年のように起こる自然災害から被害を最小限にとどめるため、また、被災後の揚水供給ができなくなつた場合の対応や、関係者の防災意識の向上を図るべく、令和五年八月四日に三郷堰地域総合防災訓練を実施いたしました。

これまで平成十四年災害に沿つた訓練シナリオを実施してきましたが、

## 三郷堰総合防災訓練 防災図上訓練

令和五年度より令和二年の災害時と同様の訓練シナリオを用意し、役職員、管理運営正副委員長、緊急排水業務委託者と実際に本番同様訓練を行い、有事の際に対策対処を出来る体制の構築を図っています。



有事の際のための防災図上訓練状況

令和五年七月二十五日、寺津公民館にて、役職員・管理委員を対象に防災図上訓練を行いました。防災実地訓練の手順やこれまでの経過などを確認や、緊急時の対応や、招集方法、行動計画など確認を行いました。



業務委託者の緊急排水訓練状況



地震発生に伴う施設の緊急点検の様子

令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震により、管内の施設の緊急点検を翌日二日早朝より実施しました。各施設を班体制で巡回点検し、異常や施設の破損などの有無を点検した結果、大きな被害は見つかりませんでした。

有事の際の情報伝達の有効性や、手順や危機対応について、改めて確認することができました。

今後は業務継続計画の早期作成における体制構築を図り進めて参ります。

また、昨今の社会情勢により電気

代の高騰、地球環境負荷低減、持続可能な運営を進めるため、先進的に再生可能エネルギーを導入している福島県の伊達西根堰土地改良区で修復させていただきました。丁寧な説明を受け有意義な研修となりました。

今後導入に向け協議検討して参ります。

## 緊急高温揚水対応 地震後の緊急点検



西島製作所での研修状況

太陽光発電施設の視察状況

令和五年十一月二十七日、役職員合同視察研修会を開催し、三郷堰中山揚水機場等で使用しているポンプメーカー西島製作所（大阪府高槻市）

## 役職員合同研修

# 降雨の中「ふれんどしつぶ・水辺の郷サミット2023」 スポGOMI大会in三郷堰を4年ぶり通常開催



チームごとゴミ拾いをしている様子

令和五年九月六日に最上川に関係する多様な人たちが集まり頭首工のゴミを拾う活動に、総勢五十七名の関係者の参加いただき、四年ぶりに通常開催することが出来ました。

拾ったゴミの量をチームで競うスポーツ「スポGOMI」。スポーツ感覚で楽しみながらゴミ拾いを行い、自然の美しさや大切さを考えようという取り組みです。三郷堰の呼びかけに、国、県、市、漁協、法人、土地連、総代等から参加をいただき、美しい山形・最上川フォーラムと合同にて「スポGOMI大会in三郷堰」を開催しました。拾ったゴミ総量約30kg、まくらやルアー等のゴミもありました。雨の中での参加ありがとうございました。

## ふれんどしつぶ 水辺の郷サミット



「ゴミ拾いはスポーツだ！」の掛け声とともにこぶしを突き上げる参加者（三郷堰頭首工にて）



大きいものから小さいものまで様々



ゴミの多そうな場所をめがけて拾う



ゴミの種類を分別し集計している様子

### 「環境美化運動」とは

活動は「あい・あい精神で」

堰を中心とした関係者は、土地改良区のみならず、国土交通省、山形県、天童市、漁業協同組合、そして地域住民や河川愛好者（釣りや野鳥など）等多彩なところから、互いの利害関係をなくし、最上川という共通の地域資源を大切に保全し後世に伝たいと思う。このことから河川利用の多彩な人たちを「ふれんどしつぶ」とし、堰は「水」を主体とした里である三郷堰の郷を使い、呼びかけを行い、集い、交流を深める場として、「水辺の郷サミット」といたしました。

活動は、「最上川（水・魚・自然）を愛（あい）し、堰を相合（あい）し、郷を合意（あい）す」。「ふれあい、わかつあい、たすけあい」を通して、堰を中心とした最上川という貴重な地域資源の保全活動を毎年継続して行っています。

7.44ptでササニシキチームが優勝  
商品を受け取るチーム代表者

# 田んぼの水探検隊～田んぼの水はどこからくるのか～



【蔵増小】田んぼの水に触れ自然を感じる



田の模型に雨を降らせ学ぶ 三郷堰歴史資料館を見学



【蔵増小】頭首工で水の取り入れ施設を学ぶ



【寺津小】田の模型で多面的機能を学ぶ



【寺津小】ポンプの音を聴く

田んぼや米、水について学ぶ

令和五年七月十二日蔵増小学校五年生三十人、七月十九日寺津小学校四年生八人が土地改良施設を巡る「田んぼの水探検隊」を行いました。田んぼの水はどこからくるのか?を探すため、土地改良施設をマイクロバスで巡りポンプの音や水管橋を歩いて渡ったり、頭首工の高さや大きさを感じるなど、五感で感じながら学習しました。

また、令和五年七月二十一日高搘小学校五年生六十二人が、天童土地改良区の山寺堰取水口の見学後、最上川から取水している三郷堰中山揚水機場を見学に来ました。山から川へ農業用水の歴史に触れました。



【高搘小】中山揚水機場で施設や災害について学ぶ



【高搘小】揚水機について学習

施設の監視方法を見学

## 探検学習

令和五年五月十九日に管内にある寺津小学校において、寺津探検学習が実施されました。縦割り班で寺津地区の産業や仕事に対する思い、生産される産物などを学ぶ教育活動で、多くの児童が来ていただき、水土里ネットや田んぼについて学びました。七月十三日には、寺津小三年生が三郷堰について学習しに来てくれました。



【寺津小】水土里ネットの仕事や田んぼの持つ多面的機能について学習



【寺津小三年生】遠方監視操作を見学

# 土地改良区からのお知らせとお願い

## このような時は必ず手続きをお願いします！

公共機関（農業委員会・法務局等）で手続きを行っても、土地改良区への届出がなければ、土地原簿や組合員名簿は変更されません。届出がなければ従来の組合員への賦課となりますので、ご注意ください。

### 組合員資格の変更があったとき (資格得喪通知)



- ・農地の移動（売買、貸借権、贈与、交換等）
- ・死亡または経営移譲による名義変更
- ・住所の変更
- ・賦課金口座依頼や振替名義人及び口座番号の変更

## 滞納賦課金は新資格者が負担

農地の移動（売買・貸借等）において、その土地に滞納賦課金がある場合は、

土地改良法の規定により新資格者に滞納賦課金が承継され支払わなければなりませんのでご注意ください。

### 農地を転用（農地以外）する場合 (地区除外申請書)

- ・農地を宅地等に転用する場合や地目の変更
- ・公共事業等により農地が買収された場合。

※農地転用の際は、必要書類の提出および決済金の納付が必要となります。（公共事業買収も同様）

## 地区除外決済金とは？

農地転用や公共事業による売買で、地区除外される場合は、決済金の納付が必要となります。

これは、残された組合員の方が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の維持管理費の負担額を一括して納入していただくものです。賦課金と同様の扱いとなり、決済金を納入してはじめて地区から除外されます。

### 土地改良施設を使用する時（土地改良施設他目的使用承認申請書）



- ・土地改良施設用地を出入り口等他目的に使用する場合（水路を横断しての進入路）
- ・水路への雨水排水（公共事業以外）や合併浄化槽処理水の放流など

※土地改良施設（用排水路・農道）を他の目的で使用する場合は、事前に協議・申請し許可後、使用料を納付してから使用することになります。

## 滞納処分（財産差押）について

賦課金の滞納は、土地改良法に基づき地方税同様国税徴収法に準じて、県知事の認可を受けて理事が処分執行することになります。滞納者には、通知、電話連絡、戸別訪問等を行い、納入の督促をしておりますが、それでも納入が難しい場合は、財産の差押えに踏み切っております。期限まで納付が難しい場合は、土地改良区事務所にご相談ください。

## 「賦課額証明書」の発行について

毎年1月に「賦課額証明書」を全組合員に発行いたしております。

全期領収済の方のみ有効となります。確定申告等ご利用ください。

